

市税の猶予制度のご案内

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

市税の猶予制度

徴収猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること

- A 納税者とその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
- B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- C 納税者とその事業を廃止し、又は休止したこと
- D 納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと
- E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
- F 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

② 猶予該当事実に基づき、納税者とその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること

③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）

④ 原則として、担保の提供があること

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

① 市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること

② 納税について誠実な意思を有すると認められること

③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと

④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること

⑤ 原則として、担保の提供があること

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、区長（市外の市民税特別徴収分については市長）の職権による換価の猶予制度があります。

猶予が認められると・・・

徴収猶予

- ・ 1年を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ・ 新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません。
- ・ すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- ・ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

申請による換価の猶予

- ・ すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・ 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ・ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

申請の手続について

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

① 「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」

② 「財産収支状況書」

※ 資産、負債、収支の状況等を記入してください。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類

④ 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※ リ災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請期限

徴収猶予

表面AからEの事由に該当する徴収猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面Fの事由に該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後、に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

申請による換価の猶予

猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

■ 担保の種類

地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債や地方債
- ・ 区長（市外の市民税特別徴収分については市長）が确实と認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 区長（市外の市民税特別徴収分については市長）が确实と認める保証人の保証

■ 担保提供が不要な場合

次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった特別の事情がある場合

猶予申請後について

猶予の許可・不許可

提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可又は不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりになんて付けてください。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるかと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請によって猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりになんて付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合など

詳細について

詳細については、横浜市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/nouzei-soudan/nouzei-okomari/choshu-yuyo.html>

- 詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。
- 申請書類や「猶予の申請の手引き」等は、ホームページからダウンロードできます。また、裏面の区役所税務課収納担当・財政局納税管理課の窓口で配布しています。

猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

◆ 固定資産税・市県民税（普通徴収分）・軽自動車税の猶予に関するお問い合わせ

納税通知書の発送元の区役所(税務課収納担当)にお問い合わせください。

◆ 法人市民税の猶予に関するお問い合わせ

主たる事務所・事業所の所在する区の区役所(税務課収納担当)にお問い合わせください。

	住 所	電 話 番 号 (税務課収納担当)	※1
鶴見区役所	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	510-1743	00
神奈川区役所	〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3番地8	411-7062	10
西区役所	〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号	320-8361	20
中区役所	〒231-0021 横浜市中区日本大通35番地	224-8229	30
南区役所	〒232-0024 横浜市南区浦舟町2丁目33番地	341-1169	40
港南区役所	〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号	847-8375	41
保土ヶ谷区役所	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9	334-6270	50
旭区役所	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4番地12	954-6071	51
磯子区役所	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3丁目5番1号	750-2372	60
金沢区役所	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2丁目9番1号	788-7764	70
港北区役所	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26番地1	540-2291	80
緑区役所	〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地	930-2283	81
青葉区役所	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4	978-2275	82
都筑区役所	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番地1	948-2285	83
戸塚区役所	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16番地17	866-8386	90
栄区役所	〒247-0005 横浜市栄区桂町303番地19	894-8370	89
泉区役所	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号	800-2375	88
瀬谷区役所	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地	367-5675	91

◆ 給与からの特別徴収分の猶予に関するお問い合わせ

【横浜市内在の特別徴収義務者の方】

指定番号の先頭二桁の数字が、上記表の(※1)列にある区役所(税務課収納担当)へお問い合わせください。

(例) 指定番号 00-00001 ⇒ 鶴見区役所

【横浜市外在の特別徴収義務者の方】

所在地にかかわらず、下記へお問い合わせください。

財政局納税管理課 (滞納整理担当)	〒231-8313 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階	671-3764
----------------------	------------------------------------	----------

発行 横浜市財政局主税部徴収対策課

平成29年2月14日発行、令和元年8月29日改訂

横浜市中区港町1-1 電話番号：045-671-2256 FAX：045-641-2775